

西京革新懇ニュース

第17号

2018. 7. 10

平和・民主・革新の日本をめぐす西京の会 TEL331-5922

発行責任者 幸 良

編集責任者 尾池 惺

西京区でピースウォークを広げよう！

恒例の「この人」インタビュー。

今回は、新婦人西京支部事務局長の佐藤麻里子さんです。

佐藤さんは、安倍内閣の悪政にNO！を突き付けるアピール行動を呼びかけ、西京区で2回のピースウォークを成功させました。

以下、佐藤さんの話を紹介します。



若い人も気軽に参加できる行動に

ガイドライン（1997日米防衛協力指針）の頃は、街頭に出る行動で盛り上がっていました。新婦人が呼びかけて、桂駅周辺で紙コップにろうそくを立てて歩いたり、小畑川から桂駅までデモをしたこともありました。団体を主張するのではなく、若い人たちや住民の方が気軽に参加できるような、見えるアピール行動をめざしています。こうした行動を通じて、安倍内閣に

西京区で見える行動を呼びかけ

5月19日（60人）と6月17日（40人）に、西京区内でピースウォークを行いました。多くの方々に参加いただき有り難うございます。最初は、原発ゼロネットが呼びかけました。外に出てアピールする行動をやってみようと。洛西平和ネットに声をかけたら、すぐに応じていただき、1回きりではなく連続的にやろうということになりました。2回目は、九条の会、年金者組合なども加わっていただきました。ゆるやかなネットワークが出来つつあります。



対する怒りの声を西京のなかで大いに広げることができればと思っています。

8月6日(月)

平和の鐘 in 大妙寺

7時45分集合です。

広島原爆投下から73年、いま核兵器廃絶への大きなうねりが世界に広がっています。

今年で10回目、是非ご参加を！

西京革新懇

地域の要求実現と核兵器廃絶めざして

新婦人は、毎年2回（春・秋）新婦人の活動を紹介し、加入を呼びかけるビラを3万枚近く配布しています。この時いっしょに安倍改憲NO！の署名用紙も配布し、各地域で反応がありました。わかりやすいリーフや紙芝居で憲法カフェも広げています。

また、介護カフェを開いて、悩みを聞いたり、産直

ランチ会を開いて、食の安全を話し合ったりしています。中学全員給食、保育所増設の要求は、若い世代を中心にとりくんでいます。核兵器廃絶は、新婦人発足以来のメインの課題ですから最も重視しています。

革新懇のみなさんの協力もいただきなが～裏面に続くら地域の要求実現と核兵器廃絶にむけて、共同のとりにくみをすすめていきたいと考えています。

「働き方」法案=自公維が成立強行

たたかいは第二ステージ!

「働き方改革」一括法が先月 29 日に成立しました。

一括法は、①長時間残業を抑制する罰則付き上限規制を導入、②残業規制を完全に外す「高度プロフェッショナル制度」を新設、③非正社員と正社員の不合理な待遇差の是正を企業に促す「同一労働同一賃金」の改正、④終業時間から次の始業時間までの休息を確保する「勤務間インターバル制」を導入（努力義務）、⑤有給休暇が取得できるよう企業に義務づけ、⑥雇用対策法改悪「多様な就業形態の普及」で、労働法が適用されない労働者の増大を狙う、などが柱です。

国会論戦では、多くの懸念と課題が残されたままです。



制度の乱用を防ぐための監督指導の徹底など、47 項目もの付帯決議が採択されたことが、法案の不備を物語っています。今後、90 を越える省令や指針をつくるための労働政策審議会が始まります。たたかいは第二ステージに入りました。

乱用防止、残業上限圧縮など追及

今回の法案審議で裁量労働制の「改正」を除外に追い込んだことは大きな成果です。高プロ制度の実施にあたっては、対象業務の限定、乱用防止、年収要件引き下げを許さないたたかひが必要です。

残業規制では、過労死ライン容認の上限時間を許さず、使用者の労働時間把握やインターバル時間の協約化をめざすたたかひが重要です。

同一労働同一賃金の問題では、格差解消を口実に

した正社員の労働条件切り下げは認めない、諸手当、福利厚生（休暇を含む）の格差是正をはじめ、基本給・賞与の改善を求めるたたかひが必要です。

また、個人請負など雇用契約によらない働き方が急増している中、労働者保護規制を適用する法整備の実現が求められています。

9条署名のとりくみすすむ

安倍 9 条改憲 NO！3000 万署名のとりくみが各地域ですんでいます。

5 月末の集計では、全国 1,350 万筆（目標 3,000 万比 45%） 京都府 27 万筆（目標 60 万比 45%）、西京区 4,425 筆（目標 7,000 比 63%）となっています。



西京区内では、松尾、桂、檜原、桂坂、境谷、福西、上里などの各学区で、街頭宣伝・署名、各戸訪問などのとりくみが行われてきました。

全国市民アクションは、安倍内閣を退陣に追い込むまで署名のとりくみを継続し、目標の達成を目指すとしています。

お役立ち情報 その 7

～地震等の被災者救済制度に

自己判定方式が導入されました～

大阪北部地震被害者のみなさんに、お見舞い申し上げます。

被災による「救済・支援制度」の利用には、「リ災証明」が必要ですが、内閣府の通知により、今回は、「自己判定方式」が導入されました。

「自己判定方式」とは、被災された方からの報告にもとづく建物被害調査について、一部損壊の場合に限り、被災者が撮影した写真等から被害判定を行うことができる、というものです。

対応に時間を要する現地調査を省略し、迅速な罹災証明の交付につながることを期待されます。

但し、写真での判定が困難な場合は、現地調査を行うとしています。

被災された方は、「救済・支援制度」を活用し、被害による負担の軽減をはかりましょう。

なお、区役所・支所（地域力指針室総務課・防災担当）にご相談ください。